平成２６年（フ）第３８４号
札幌市南区石山３条６丁目８番20号
債務者　関口　　愛
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５０号
札幌市白石区東札幌２条５丁目10番４号　Ｕハウス東札幌203号
債務者　柏木　幸代
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６７号
北海道江別市上江別424番地の14
債務者　宮西　宗尚
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０３号
群馬県富岡市田篠2004番地３
債務者　中野　文江
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１５１号
相模原市中央区矢部１丁目８番23号　ハイツフジⅡ103
債務者　篠崎　　満
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１４号
新潟県加茂市大字下大谷852番地
債務者　半間　久子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第７２８号
愛知県北名古屋市鹿田栄95番地１
債務者　伊藤　芳明
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０９号
堺市西区菱木１丁2343―11　社会医療法人生長会ベルピアノ病院、住民票上の住所堺市南区若松台２丁３番６―105号
債務者　西川　忠生
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４３５号
堺市北区百舌鳥梅町３丁１番地13　パープルマンションⅡ305号
債務者　鎌田八千代
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
香川県綾歌郡宇多津町2526番地７
債務者　柴村　浩二
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第３７号
香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁79番地３　アルファスマート宇多津駅前302
債務者　山崎　秀利
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１３５号
長崎県長崎市上戸町２丁目14番３号　伊賀アパート１Ｆ、旧住所長崎県長崎市上戸町１丁目15番28号
債務者　町田　　泉
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２８号
東京都青梅市野上町３丁目10番地の１霞台第２住宅22―403
債務者　土田久美子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２３３４号
大阪府東大阪市横枕西７番１―1101号
債務者　入木真由美（旧姓平野・村上）
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３４３号
大阪府八尾市小畑町１丁目10番地の27
債務者　小山こと　許　　宗浩
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３５２号
大阪府枚方市北中振３丁目５番16号
債務者　山田　春香
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４１１号
大阪市東淀川区豊里２丁目20番10号　ハイツアムール203号
債務者　中島ハルミ（旧姓亀井）
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部